

**要望事項 (優先順位 2)**

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定された区域住民に対する安全対策

**要 旨**

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定された区域の山林の持ち主に森林の整備や安全対策を義務づけることを要望します。昨年のような森林災害は、森林の整備がなされずに放置されていることが原因になっていると思われま

**回 答****(産業観光局)**

森林を適切に整備し、山間地域の安心安全な生活環境を確保することは、極めて重要な課題であると認識しています。

全国的に放置森林が増加する中、本年4月に新たに森林経営管理法が施行され、所有者が森林を適切に経営管理する責務が明確化されました。そのうえで、土砂災害警戒区域等の指定区域に関わらず、将来にわたり整備がなされないことが確実に見込まれる放置森林において、災害等の発生を防止するために必要かつ適当であると認める場合は、所有者に対して伐採又は保育の実施等の必要な措置を実施するよう命令できることとされました。

今後、森林の経営管理状況の把握に努めるとともに、法に定める条件と合致する場合は、放置森林の所有者に対し、適切な整備を行うよう指導してまいります。

**(左京区役所)**

土砂災害警戒区域等の指定は、開発行為や建築物の構造の規制、避難に関する情報の提供等により、土砂災害を防止することを目的としており、土地所有者や管理者に急傾斜地の対策を義務付けるものではありません。

左京区におきましては、土砂災害警戒区域等の指定に併せ、「土砂災害ハザードマップ」を地元の御協力のもと作成し、全戸配布を完了しておりますが、今後も機会あるごとにその周知に努めてまいります。また、消防、警察、土木事務所などの防災関係機関との連携により、災害危険箇所の調査や防災パトロールを実施するとともに、著しく崩壊のおそれのある急傾斜地等については、関連部署と連携し、京都府に対し、対策工事の実施を要望してまいります。